

議案第28号	三田市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
こども政策課	地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、同法に基づき設置する本市青少年問題協議会の委員構成を改める等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

『改正内容』

第2条（組織）→ 委員対象から市議会議員を削除
と第4条（会長及び副会長）→ 会長・副会長ともに委員の互選により定める

【施行期日】平成26年4月1日

※地方青少年問題協議会法の一部改正

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(以下「地域主権第3次一括法」という。) (平成25年6月14日公布)において、地方青少年問題協議会法の一部改正が行われ、平成26年4月1日から施行される。これにより、今まで国が一律に決定し、自治体に義務付けてきた基準が削除され、自治体が条例の制定等により、自ら決定し、実施するように改めが必要となります。

地方青少年問題協議会法の中で削除されるのは、地方青少年問題協議会の組織に関する次の2点。

- ①会長は、当該地方公共団体の長をもって充てる。
- ②委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(都道府県青少年問題協議会にあっては、家庭裁判所の職員を含む。)のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。